

新潟市暴力団排除条例が  
平成 25 年 4 月 1 日に施行！



★暴力団排除の基本理念

- 暴力団を利用しない！
- 暴力団に資金を提供しない！
- 暴力団を恐れない！

★青少年に関する措置（第 10 条）

青少年が暴力団に加入せず、暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするため

- 市は、適切な措置を講じます。
- 市民等は、青少年に対し、指導、助言等を行うよう努めましょう。



暴力団対策法の  
少年を暴力団から守る規定！

暴力団対策法※では、指定暴力団が少年に対して

- 指定暴力団に入るように強要したり、勧誘すること
- 指定暴力団から脱退することを妨害すること
- 入れ墨を強要すること

などを禁止しています。

※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

暴力団についての相談窓口だよ。  
一人で悩まないで！



■新潟県警察本部刑事部組織犯罪対策第二課

☎025-285-0110（警察本部代表電話）

■新潟市内各警察署（担当：刑事課暴力団担当係）

新潟北署	025-386-0110	新潟東署	025-279-0110
新潟署	025-249-0110	新潟中央署	025-225-0110
江南署	025-382-0110	秋葉署	0250-23-0110
新潟南署	025-373-0110	新潟西署	025-260-0110
西蒲署	0256-72-0110		

■公益財団法人 新潟県暴力追放運動推進センター

☎025-281-8930（やくざゼロ）

■新潟市暴力団排除条例に関すること

新潟市市民生活部 市民生活課 安心・安全推進室

☎025-226-1110（直通）

これからの新潟市を担う青少年のために  
～保護者や学校関係者の皆さまへ～

暴力団は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）」に「集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある団体」と定義されているように、その所属する暴力団組織の威力を利用し、自らの利権のためには法を犯すこともいとわない団体です。

青少年は、社会経験がとぼしく、様々な影響を受けやすい年代です。自由奔放に生きているように見える暴力団員の姿に幻惑されて、一種の憧れに似た気持ちを抱く青少年もあるようです。

暴力団員は、自分の手下として働かせて資金を得るために青少年を狙っています。組員になってしまうと、幹部の指示や上納金を納めるために犯罪行為に手を染めることになり、やめたいと思っても簡単にやめることはできません。

青少年が、暴力団に加入せず、暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするため、家庭・学校・地域・行政などが連携して、社会全体で青少年を暴力団から守らなくてはなりません。

青少年を一人で悩ませず、相談しやすい環境を作りましょう。暴力団に関係する悩みを受けたら、相談窓口早めに相談ください。

## 市政さわやかトーク宅配便

『団結して暴力団排除！』

暴力団のいない安心・安全な街を目指して！

暴力団犯罪に巻き込まれないため、また暴力団に加入しないための、青少年に対する指導や助言について、市職員が出向いて講習会を行います。ぜひご利用ください。

【申込み手続き】

市ホームページにてご案内しています。  
トップページ>市政さわやかトーク宅配便>申込み方法など詳細

【問い合わせ】

市民生活課安心・安全推進室（直通電話 025-226-1110）

## 新潟市暴力団排除条例

暴力団から  
自分を守るための Q & A



### 青少年教育用

このリーフレットは、青少年の皆さんが

- ★暴力団に対して誤った知識を持たないため
  - ★暴力団と安易に関係しないため
  - ★暴力団犯罪に巻き込まれないため
- に知ってもらいたい内容を紹介しています。

新潟市  
監修 新潟県警察

**Q 1** 暴力団は、本当に悪い存在なんですか？

**A** そのとおりです。

暴力団員は、人を脅したり、暴力を使ったり、覚せい剤など違法な薬物を売買したりして、お金をかせぐために犯罪を行っています。

また、対立抗争でけん銃などの武器を使い、罪もない一般の人を巻き込んで死亡させたりしています。

暴力団は、私たちの生活をおびやかす存在なのです。

**Q 2** なぜ、暴力団は青少年を誘うのですか？

**A** 縄張りを守ったりお金をかせぐために、たくさんの組員が必要なのです。

暴力団は、自分たちの手下として働かせ、お金を納めさせるために、暴力団の本当の姿を知らない青少年たちに狙いをつけています。

警察に逮捕される暴力団員も多いので、組のために働く人をたくさん誘い込まなければならないのです。



**Q 3** どのような青少年が誘われやすいのですか？

**A** 暴走族などの非行グループに入っていたり、夜遅くまで遊びまわっている青少年が誘われやすいようです。

暴力団員は、青少年の不満を理解したふりをして、たまに食事をおごったり小遣いをくれたりして「かっこよくて優しい」「自分のことをわかってくれる」と思い込ませるのです。最初は優しい言葉や態度で誘いますが、これは、後で言うことを聞かせるためのワナです。

**Q 4** 暴力団に入るよう誘われたら、どうすればいいのですか？

**A** ハッキリと断ることが大切です。

「怖くて断ることができない」と思っても、「分かりました」と言わずに「すぐに返事はできません」と返事を延ばしましょう。

そして、一人で悩まないで、すぐに両親や先生、警察に相談しましょう。誰にも相談せずに一人に対応したり、「いい人だから」などと軽い気持ちで暴力団事務所に行ってしまうと、いつの間にか暴力団に引き込まれてしまい、取り返しがつかないことになってしまいます。



**Q 5** 暴力団に入ると、組長からお金がもらえていい生活ができるのですか？

**A** 組員は、組長や幹部から生活費や給料はもらえません。

暴力団には「上納金（会費ともいう）」という制度があり、組長や組に毎月何万円という金額を納めなければなりません。

このため、組員は犯罪を犯してまでお金を手に入れなければならないのです。

また、組員は、組事務所の当番や、組長や兄貴分の世話をやらされ、当番でなくてもささいなことで呼び出されたりします。

兄貴分や幹部は自分たちが警察に捕まらないように、逮捕されやすい違法な仕事を新入りにやらせます。指示に従わなかったり失敗すると、指を切り落とすよう命令されることもあります。

**Q 6** 一旦暴力団に入っても、嫌になったらやめればいいんじゃないですか？

**A** 簡単にやめることはできません。

組長は、組員が納める上納金で組織を維持しているのですから、組員がいなくなると困るのです。ですから一度組員として入れた人は簡単にはやめさせません。

やめようとする、暴力を受けたり、指を切り落とすよう命令されたり、高額なお金を要求されたりします。無断で逃げると、逃げた人の家族や親戚をおどかしたりお金を要求したりします。

**Q 7** 暴力団からの被害にあわないためには、どのようなことに注意すればよいのですか？

**A** 規則正しい生活をしましょう。

暴力団が近づきやすいのは、服装や髪型が遊び人風だったり、未成年なのにタバコを吸ったりお酒を飲んだり、夜遅くまで街で遊んでいたりする人です。

暴力団員は、スキのありそうな人に近づき「この薬を飲むと疲れが取れてスッキリする」などと言って違法な薬物を買わせたり、「お金が稼げるアルバイトがあるよ」などと言って振り込め詐欺を行わせたり、少女をいかがわしい店で働かせたりします。

また、出会い系サイトでお金をかせぐための相手を探すこともあります。インターネットも気をつけて使いましょう。

被害にあったり、また被害にあいそうになったら、すぐに両親や先生、警察に相談しましょう。市役所市民生活課にも相談窓口があります。

